

竹の山小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

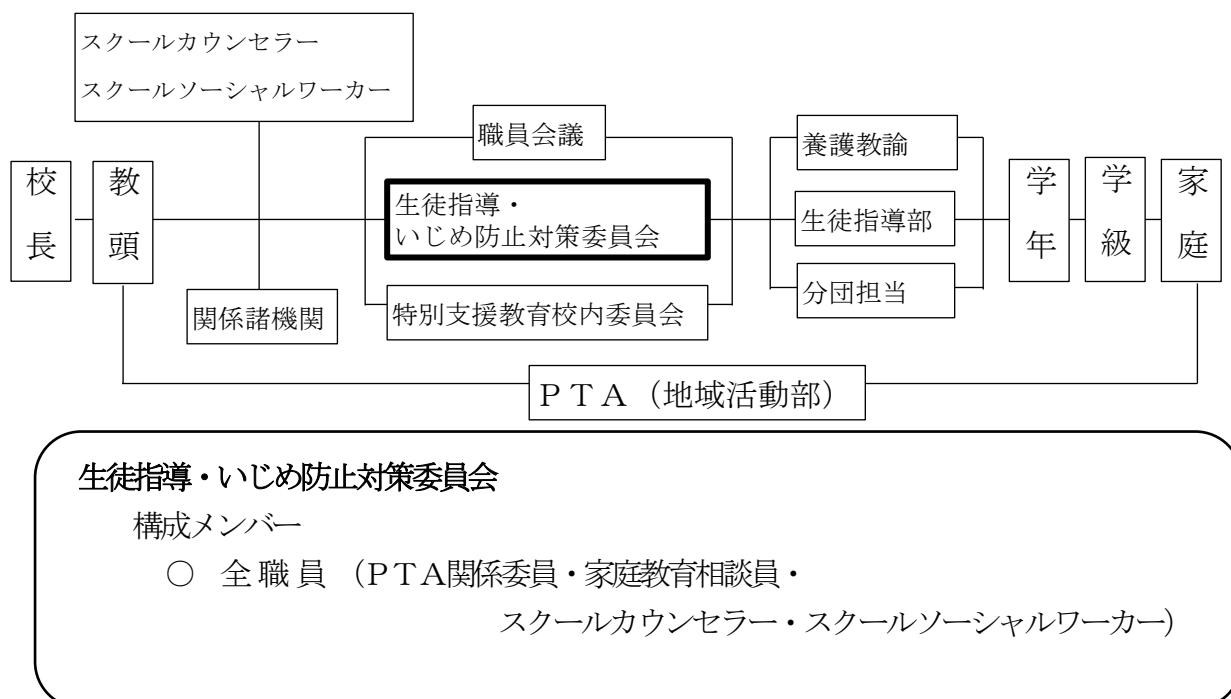
日進市立竹の山小学校

1 いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると同時に、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。これらの基本的な考えを基に、学校・家庭や地域社会が連携・協力し、**日頃からいじめのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめに対して地域社会全体で組織的に対応していく必要があります。**

何より地域社会は家庭を基盤として学校を中心に、子どもが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で地域・保護者に見守られながら、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。子ども一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる地域社会づくり・学校づくりができるよう地域社会全体で取り組んでいく必要があります。そうした中で、子どもが自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある地域社会づくり・学校づくりを進める必要があります。

2 いじめ防止対策組織



(1) 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

竹の山小学校では、日進市が設置した日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会（以下「推進協議会」）とその下部組織である「日進北中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「北中校区連絡協議会」）の設置を受け、校内に「竹の山小学校生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「校内対策委員会」）を組織します。校内対策委員会では、いじめを含む生徒指導上の問題、とりわけいじめの防止を目指し、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の学校や教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。

(2) 「北中校区連絡協議会」について

日進北中学校区の小中学校におけるいじめを含む生徒指導上の問題を協議し、問題に関する対策を検討し、必要と判断した場合は、「推進協議会」へ諮ります。 ····· (資料1)

(3) 「竹の山小区生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

「北中校区連絡協議会」の下に、「竹の山小区生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「地区対策委員会」）を組織し、必要に応じて開催します。 ····· (資料1)

3 いじめ防止対策

(1) 「竹の山小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行います。同時に必要な改善策を検討します。

(2) 教職員、保護者、地域住民への共通理解と意識啓発

年度初めの職員会議で「竹の山小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ります。

いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努めます。

学校評価アンケートやいじめアンケート・教育相談等の結果を随時学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信し、保護者や地域住民への共通理解を図るとともに意識啓発を図ります。

日常から情報収集に努め、必要に応じて学校別対策委員会、または地区別対策委員会を開き、連絡協議会、または推進協議会に諮り共通理解を図ります。

(3) いじめに対する措置・対応

いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報が学校（または地域、家庭等）から寄せられた場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を行うため、学校別対策委員会または地区別対策委員会を緊急に招集します。

問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行います。

4 いじめの防止等に関する取組

(1) 本校の取組

ア 子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。

イ いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに事態を把握するために、「校内対策委員会」を開催し、対応にあた

ります。また、事実関係を日進市に報告し、家庭や保護者・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。（「北中校区連絡協議会」及び「推進協議会」）

ウ 家庭や保護者・地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

（2）家庭の取組

ア 家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して「いじめは許されない行為」であることを教えます。

イ 家庭では、子どもの表情・様子及び行動の変化に気をつけ、いじめを察知した場合は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談します。

ウ 家庭は、いじめを認知した又は疑いのある場合は、学校・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。（「北中校区連絡協議会」及び「推進協議会」）

（3）地域社会の取組

ア 地域社会は、子どもに対する見守り、声かけを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成をします。

イ 地域社会は、いじめを認知した又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談します。

5 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、別添「**重大事態発生時の対応フロー図**」に基づいて対応します。・・・・・・・(資料2)

調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供し、合意形成に努めます。

長期欠席にかかる理由が曖昧な場合等、児童生徒の不調の理由が確定していない場合は、各学校は教育委員会と緊密に報告・連絡・相談を行い、学校内だけに留まることなく幅広く調査して、原因を確実に把握するよう努めるとともに、重大事態に備えた対応を取ることとします。

6 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル(PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるように努めます。いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「校内対策委員会」においていじめに関する取り組みの検証を行います。

7 その他

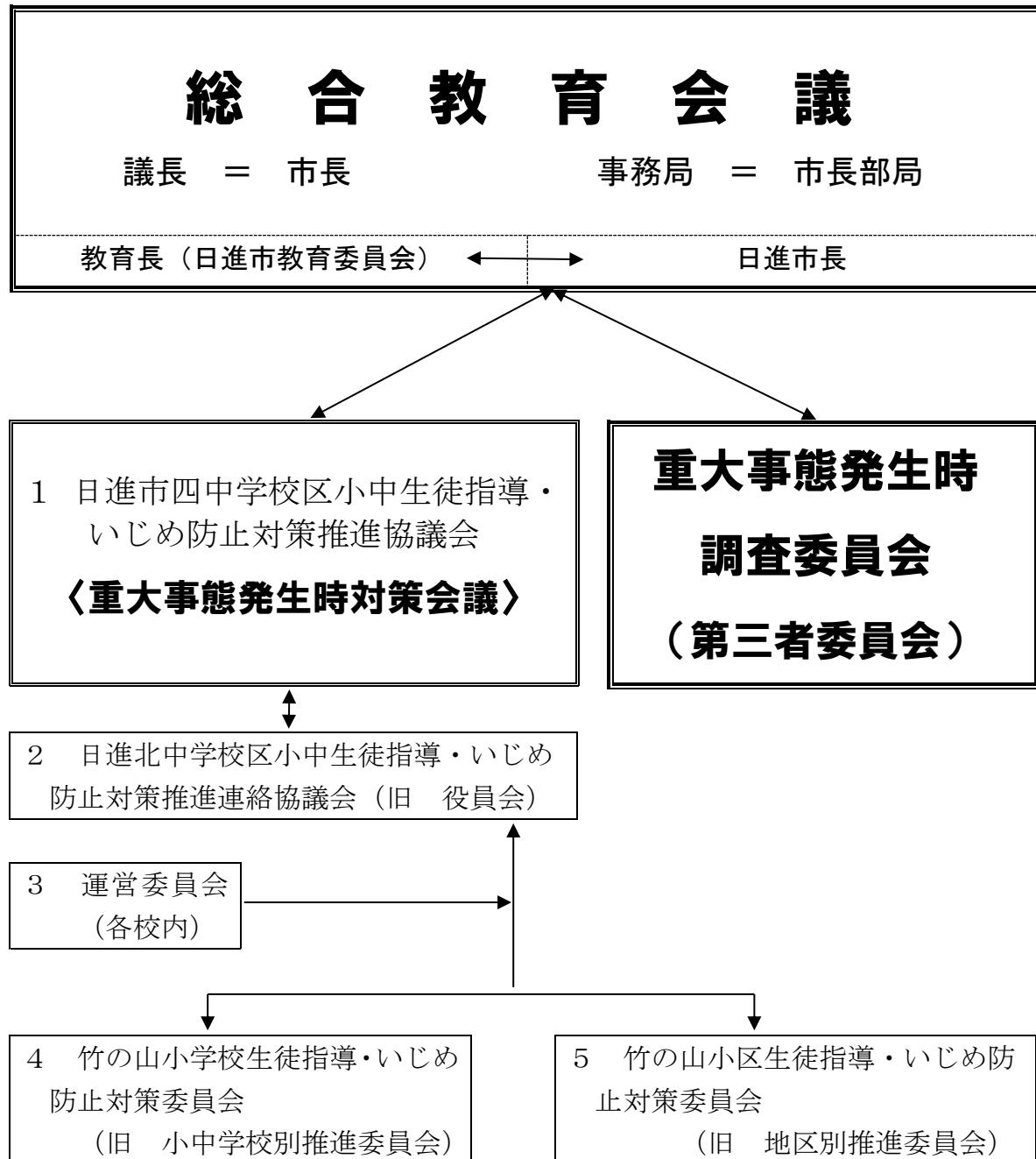
竹の山小学校では、いじめ防止に関する研修を積極的に推進し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

「竹の山小学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ周知するとともに、学校のホームページに掲載します。

長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。

【組織図】

(資料 1)



【重大事態発生時の対応フロー図】

(資料 2)

